

報道関係者 各位

令和8年8月25日

【照会先】

田辺労働基準監督署

署長 山田 悦史

○監督課長 小島 貴志子

(電話) 0739 (22) 4694

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～危険を防止するため必要な措置を講じていなかった疑い～

田辺労働基準監督署(署長 山田悦史)は、本日、川口建設株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁田辺支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和8年4月15日、田辺市上芳養地内の河川改良工事現場において、車両系建設機械を用いて作業を行う際、機械による危険を防止するために、事前調査の実施や作業計画の作成といった必要な措置が講じられていなかった疑い。

### 1 被疑者

#### (1) 川口建設株式会社

所在地：和歌山県田辺市龍神村

事業内容：土木工事業

#### (2) 代表取締役A

### 2 違反条文(別添の関係法令を参照)

被疑者川口建設株式会社、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置)

労働安全衛生規則第154条(調査及び記録)

労働安全衛生規則第155条第1項(作業計画)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和8年4月15日、田辺市上芳養地内の河川改良工事において、被疑者川口建設株式会社が、自社の労働者Bに車両系建設機械であるドラグ・ショベルを用いて斜面上で作業をさせていたところ、Bが運転するドラグ・ショベルが横転し、Bが死亡するという災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を用いて作業を行う場合、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地質の状態等を調査することや、調査により知り得たところに適応する作業計画（使用する車両系建設機械の種類及び能力、車両系建設機械の運行経路、車両系建設機械による作業の方法を含む）を定めて作業を行わなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、事前調査の実施や作業計画の作成といった危険を防止するための必要な措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

※関係法令

**労働安全衛生法（抄）**

**第二十条（事業者の講ずべき措置等）**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備による危険

（以下省略）

**第百十九条（罰則）**

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反したとき。

（以下省略）

**第二百二十二条（両罰）**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**労働安全衛生規則（抄）**

**第百五十四条（調査及び記録）**

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

**第百五十五条（作業計画）**

1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

（以下省略）